

白井市内の公民館やセンター等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和2年5月28日 第1版

国内等において、今後も新型コロナウイルス感染者の確認が続く状況を踏まえ、感染症対策に万全を期すため、公民館やセンター等（以下、「公民館等」という。）の事業は下記の内容をもとに対策を行うこととします。

本ガイドラインは、下記該当施設で行われるすべての活動（主催講座、サークル等が実施する講座、有料・無料の施設を問わず施設内で行う活動など）を対象とします。

※厚生労働省、文部科学省、公益社団法人全国公民館連合会のガイドラインをもとに作成しています。このガイドラインの内容は情報更新によって随時修正していきます。

1. 該当施設

- ① 西白井公民館（西白井複合センター）
- ② 白井駅前公民館（白井駅前センター）
- ③ 桜台公民館（桜台センター）
- ④ 学習等供用施設（通称：富士センター）
- ⑤ 青少年女性センター（福祉センター）
- ⑥ 公民センター
- ⑦ 白井コミュニティセンター
- ⑧ 西白井コミュニティプラザ
- ⑨ しろい市民まちづくりサポートセンター

2. 感染防止の基本的な考え方

公民館等において、利用者や職員等への新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対策を講じて運営を実施していきます。

(1) 「三つの密（三密）」の予防

「三つの密」を避けるために、公民館等施設管理者（以下、「施設管理者」という。）は、予防を徹底します。

- ① 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底（密閉しない）
- ② 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮（密集しない）
- ③ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控えるよう依頼（密接しない）

(2) 感染リスクの評価及び対策

- ① 公民館等を開館していくにあたり、施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である接触感染や飛沫感染についてのリスク評価を実施し、そのリスクに応じた対策を検討し対応していきます。

- ② 多くの来館が見込まれる場合のリスク評価、地域での感染拡大が報告された場合でのリスク評価も検討し対応していきます。

（３）来館者の安全確保のために

- ① 来館者には検温に協力を求めるようにします。37.5 度以上の発熱があった場合は、利用を控えてもらいます。また、息苦しさやだるさ、軽度であっても咳やのどの痛みなどがあった場合も、利用を控えてもらいます。
- ② 感染拡大地域や海外から来た方の利用は、特定の日数が経過していない限り利用を控えてもらいます。
- ③ 咳エチケット、マスク着用、手洗い、手指の消毒の徹底を促します。
- ④ クラスターの発生等、万が一の場合に備えて、来館者全員の氏名と緊急連絡先を把握します。また、来館者に対しては、必要に応じて保健所等の公的機関へ情報が提供されることを必ず周知し、個人情報を適切に管理します。

（４）職員を感染から守るために

- ① 公民館等の長は、職員等に対して検温を徹底させ、37.5 度以上の発熱や、個人の平熱より 1 度以上高い場合、息苦しさ、だるさ、咳、のどの痛みがある場合は、出勤を控えさせるようにし、職場内での感染防止に努めます。
- ② 公民館等の管理・運営にあたり、必要最小限の人数にする、テレワークを推奨するなど、ジョブローテーションを工夫します。
- ③ 感染防止のため、職員のマスクの着用、手袋の着用、手洗い、手指の消毒を徹底します。
- ④ 窓口などには、感染防止のためのビニールカーテン等を設置します。
- ⑤ 来館者と共有して使用する備品などを極力減らし、どうしても共有して使用する場合は、消毒を徹底します。

3. 基本的な感染症対策の実施

感染源や感染経路を断つために、対策を講じることとします。

第三者（団体・サークル等）が利用する場合も、下記の対策を実施した上で利用してもらうこととします。

（１）接触感染の防止

- ① 不特定多数の人が接触する場所を特定し、消毒を徹底します。
- ② 施設管理者が保有している、他者同士が共有して使用する物品についての貸出については、十分に消毒が行えない場合も考えられ、感染リスクも高くなることから、貸出は控えることとします。しかし、やむを得ない事情により物品を貸出しなければならない場合は、消毒を徹底したうえで貸出を行い、利用者側でも徹底した消毒を依頼することとします。

(2) 飛沫感染の防止

- ① マスクの着用を徹底します。
- ② 施設内における換気の状態を考慮し、人と人との距離をできるだけ2メートル（最低でも1メートル以上）確保します。
- ③ 施設内で「三つの密」が見受けられるような場合は、来館者の来場の制限を行います。
- ④ 各部屋が「三つの密」により飛沫感染がおきないように、利用人数の制限を設けます。

(3) 大規模な来館が見込まれる活動や事業への対策

- ① 人と人との距離を十分に確保できるか、換気も十分行うことができるか、感染者が増加している地域からの来館が見込まれるかなど、感染リスク評価を徹底し、具体的な対策を講じても十分対応できないと判断する場合は、中止または延期とします。

※令和2年12月末まで市では、集団感染リスクが高い事業は原則実施しないこととしています。（令和2年5月末現在）

(4) 感染が疑われる人・感染した人が利用した場合

- ① 感染が疑われる人・感染した人が利用したことが発覚した場合は、速やかに公民館等を閉館し消毒を行います。
- ② 作成した名簿をもとに、速やかに利用した人へ連絡を行い、感染拡大を防止します。
- ③ 感染の疑いがある人・感染した人がまだ館内にいる場合は、速やかに別室に隔離し、他の人との接触を遮断します。対応する職員はマスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた上で、対応します。
- ④ 施設管理者は、保健所や関係各課に速やかに連絡し、指示を受けるようにします。

4. 集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言を踏まえ、以下のような対応を行うことにします。

第三者（団体・サークル等）が利用する場合も、下記の対策を実施した上で利用してもらうこととします。

(1) 換気の徹底（密閉しない）

- ① こまめな換気の実施をお願いし、可能であれば2方向の窓を同時に開けること。
- ② ①が難しい場合でも、1時間に10分は窓を開けて換気を行うこと。
- ③ 換気が困難な部屋の使用禁止

(2) 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮（密集しない）

- ① 人の密度を下げるために、長机に一人ずつなど、席をあけて着席すること。
- ② 部屋の定員の概ね2分1の人数で開催するなど会場を広く使うこと
- ③ 屋内で50人以上のイベント、集会を開かないこと。

(3) 直接手と手の接触を伴ったり、身体的接触のある活動はできるだけ行わないこと。(密接しない)

① 近距離での会話や発声等の際のマスク等の使用等

会話や発声等が必要な場面でも飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクを装着するなど咳エチケットを徹底するよう指導すること。(マスクが入手困難な下でも、自作する方法や代替のエチケット方法を伝えるなどの配慮を行うこと)

② 大声を出したり息を激しく出す活動はなるべく控えること

③ 飲食制限

- ・原則、施設内では水分補給以外の飲食を行わないようにする。
- ・飲食を提供する事業等は当面の間、中止とする。
- ・感染リスクが高いことから当面の間、調理室の利用は中止とする。

※集団感染リスク三条件(「三つの密」)のうち、二つ以上の条件が揃わないよう、感染防止対策を行ってください。

5. 参加者名簿の作成

利用者やイベント等の主催者は、参加者名簿を作成し連絡先を必ず把握してください。

感染者が出た場合に追跡を可能にするための措置です。利用にあたり参加者名簿は、必ず施設に提出してください。

6. 貸館の考え方

当面、公民館等では、集団感染リスクが高い活動の利用は自粛を促すこととします。

利用する場合は、このガイドラインに沿った配慮や取り組みを行うことを条件として利用を許可します。

条件に満たない場合や遵守事項が守られていないことが明らかになった場合は、施設の利用を中止していただきます。

●当面、利用の自粛や延期、中止をお願いするもの

① 大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなる室内運動や行為(飛沫感染リスク高)

- ・強く息を吹く楽器を使用する活動
- ・合唱、カラオケ
- ・詩吟、民謡、謡曲
- ・ダンス、体操、運動(健康づくりでの軽い運動は除く。)、ほか、大きな声や呼気が激しくなる室内運動や行為

② 道具を共有して使用する活動を行う行為(接触感染リスク高)

- ・囲碁、将棋、麻雀

③ 調理、会食を伴う行為(接触感染リスク高)

- ・感染リスクが高いため、当面の間調理室の利用も含め中止とする。

④ 50人以上のイベント、集会（三密リスク高）

- ・感染リスクが高まるため、延期または中止をお願いする。

⑤「密閉」「密集」「密接」のうち2つ以上の条件が重なる行為

- ・特に密接が活動上、必須な活動は中止をお願いする。
- ・活動の休憩中においても「三つの密」にならないように、責任者は注意を行う。

◆団体が主催する講座や事業実施の考え方

団体は、事業再開までに必ず、上記の感染防止策について確認し、感染防止対策を参加者へ周知の徹底をしてください。（感染防止対策ができない場合は実施できません。）

必ず、各団体において感染防止のチェックリストを作成し事前に窓口へ提出してください。

実施する際は、各団体で感染防止用の備品を準備したうえで、チェックリストに基づき防止策をきちんと実行してください。

7. その他

公民館等の感染拡大予防については、本ガイドラインのほか、公益社団法人全国公民館連合会が作成した「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に基づき実施していくことにします。

<参考>

●新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年4月1日）抜粋

1. 地域区分について

①「感染拡大警戒地域」

○直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して大幅な増加が確認されている地域

②「感染確認地域」

○直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して一定程度の増加幅に収まっており、帰国者・接触者外来の受診者数についてもあまり増加していない状況にある地域（①でも③でもない地域）

<想定される対応>

- ・人の集まるイベントや「三つの密」を徹底的に回避する対策をしたうえで、感染拡大のリスクの低い活動については、実施する。
- ・具体的には、屋内で50名以上が集まる集会・イベントへの参加は控えること。
- ・また、一定程度に収まっているように見えても、感染拡大の兆しが見られた場合には、感染拡大のリスクの低い活動も含めて対応を更に検討していくことが求められる。

③「感染未確認地域」

○直近の1週間において、感染者が確認されていない地域（海外帰国の輸入例は除く。直近の1週間においてリンクなしの感染者数もなし）